



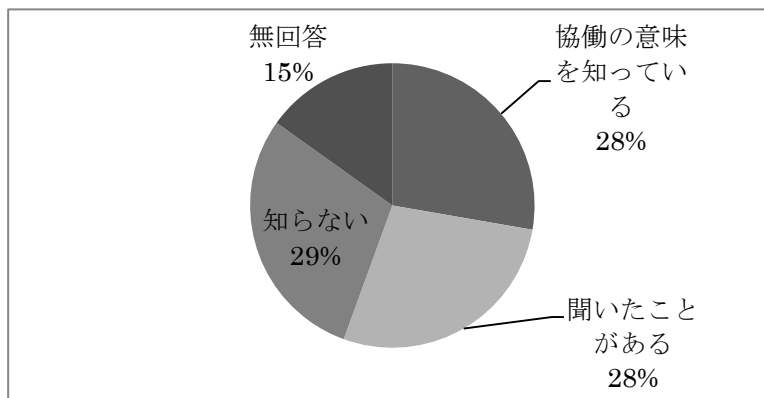
# 資料編

## 資料編

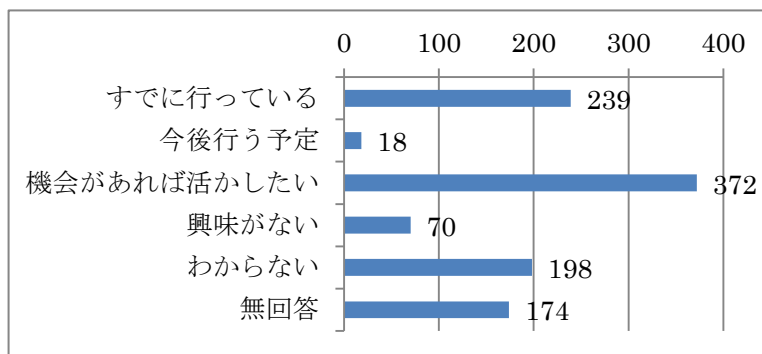
## 1 町民アンケート集計結果

## 第8期総合計画策定のための町民アンケート結果（福祉関係抜粋）

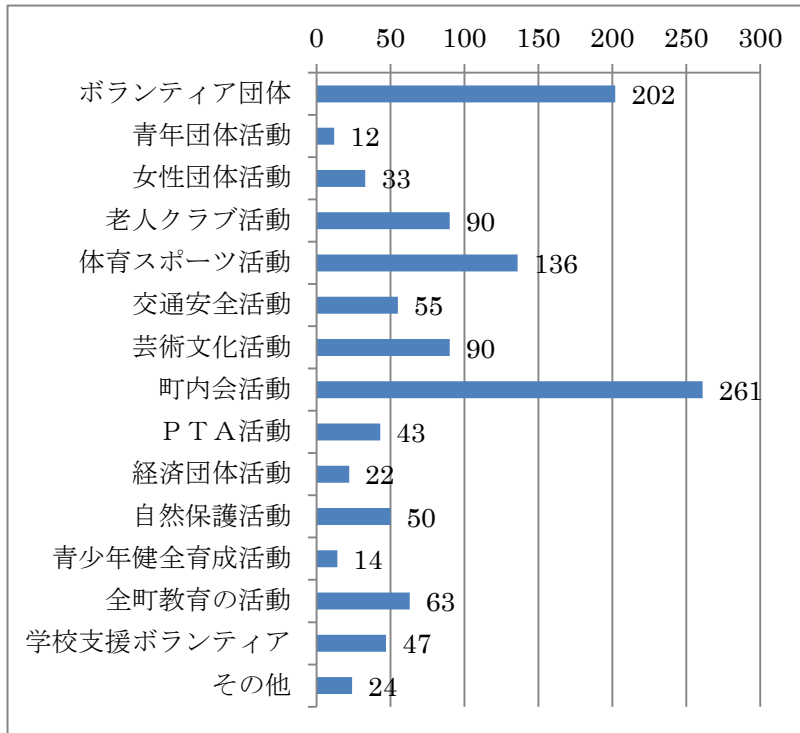
Q14 今後の町づくりには、町民と行政の協働が必要だと思いますが、あなたは「協働」について知っていますか



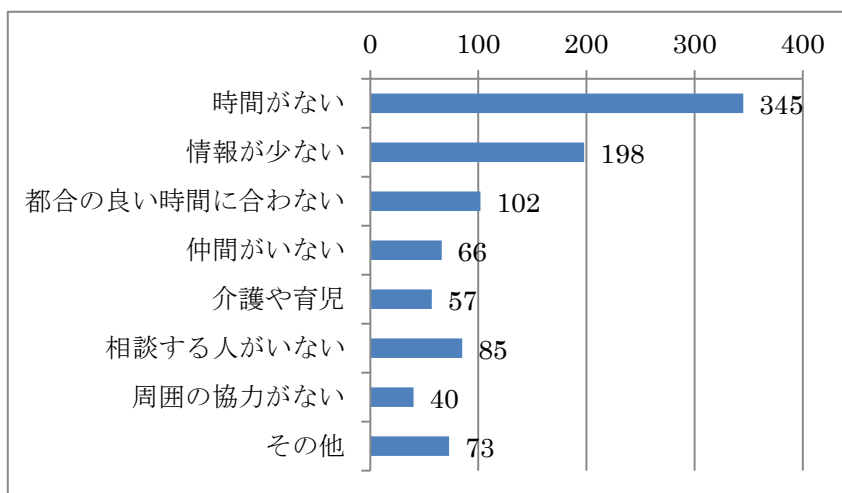
Q15 あなたが自分の持っている能力を地域活動に活かすことについて、どうい  
う考えをお持ち  
ですか



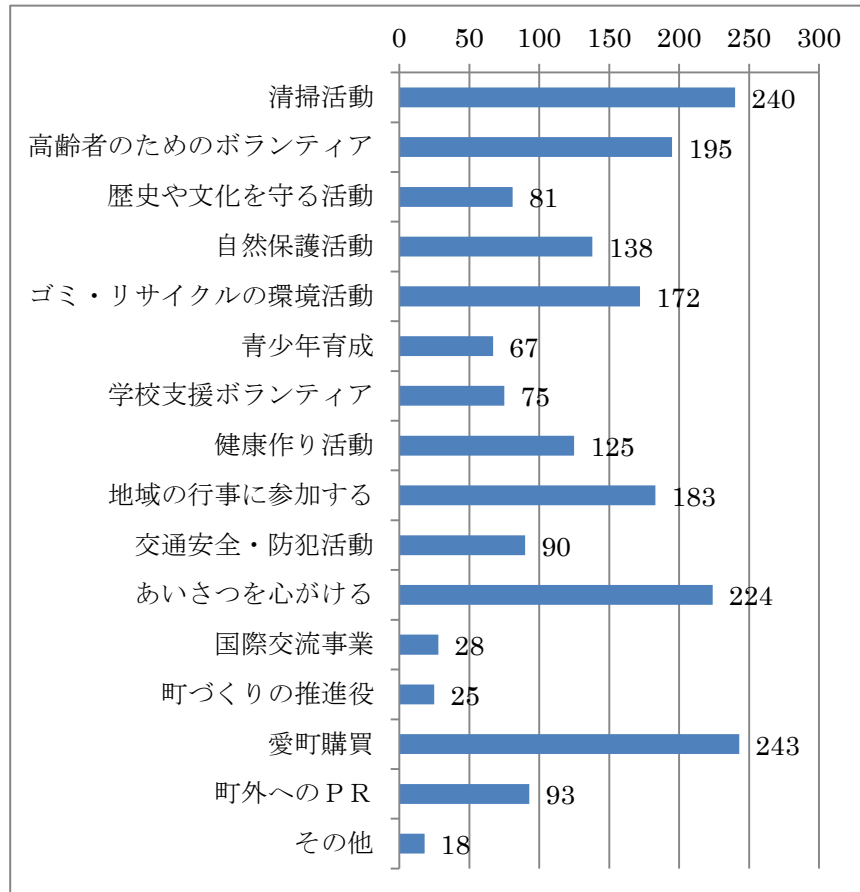
Q16 あなたが現在参加している（しようと思っている）地域団体活動は何ですか



Q17 あなたの能力を地域活動に活かすうえで妨げとなる理由は何ですか



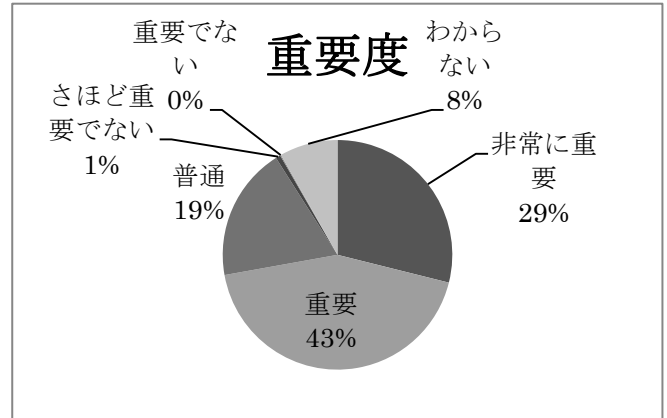
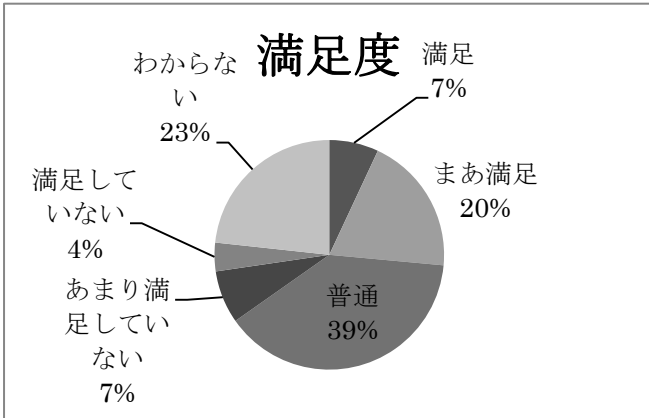
Q18 まちづくりには町民の主体的な活動が不可欠です。町民の一人ひとり誰もが何かを受け持つとすれば、どのような活動に参加したいですか



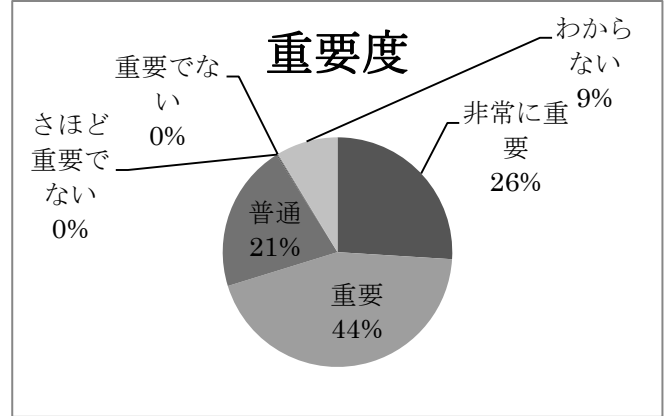
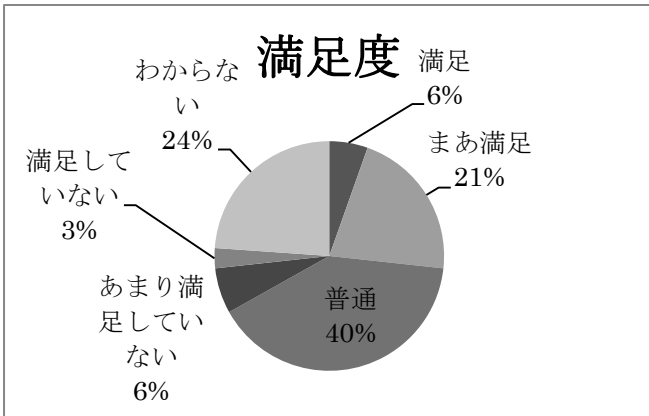
【福祉について】

Q23 福祉分野において取り組んでいる施策について、各項目の満足度と重要度をお答え下さい

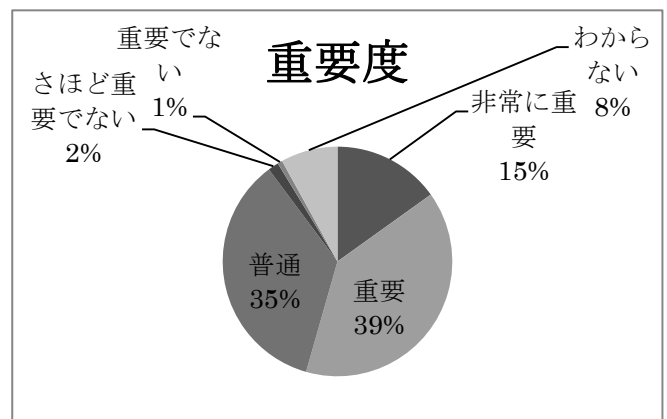
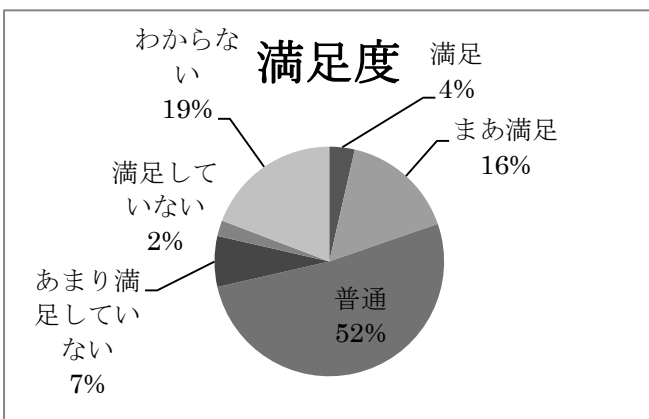
① 子育て支援のための制度や体制・施設の充実



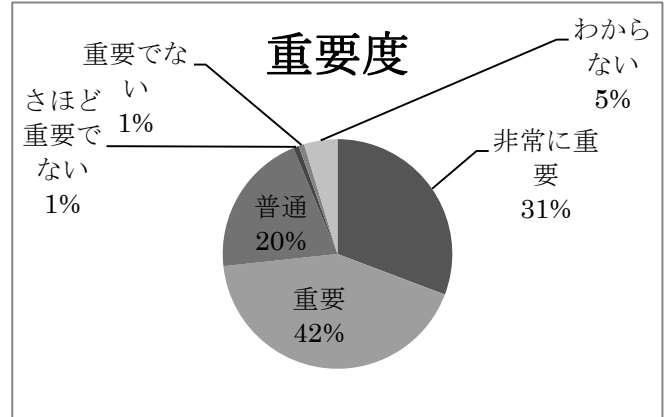
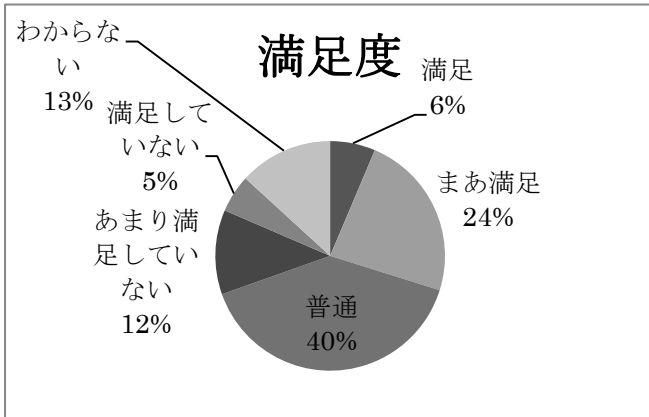
② 保育環境の充実



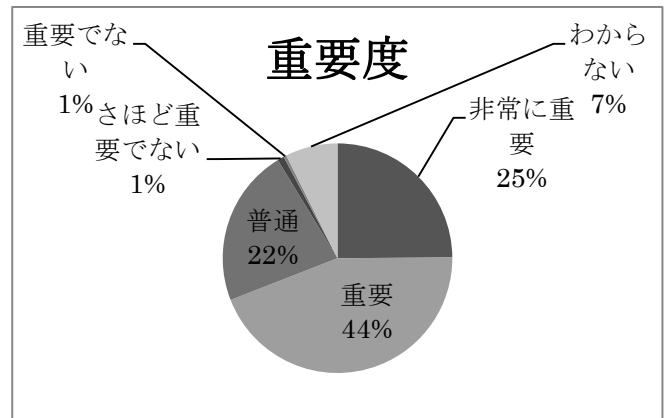
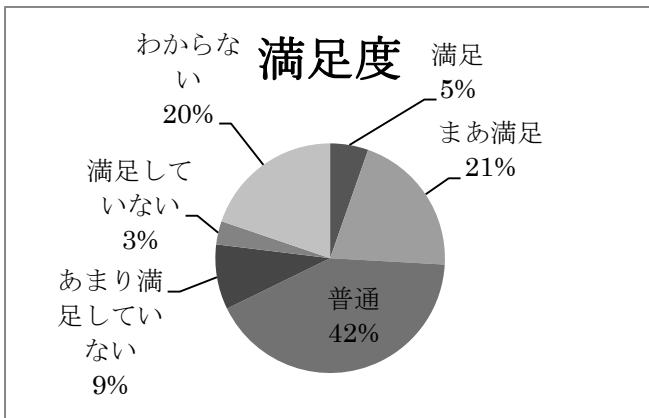
③ 地域福祉の推進（ボランティアなど）



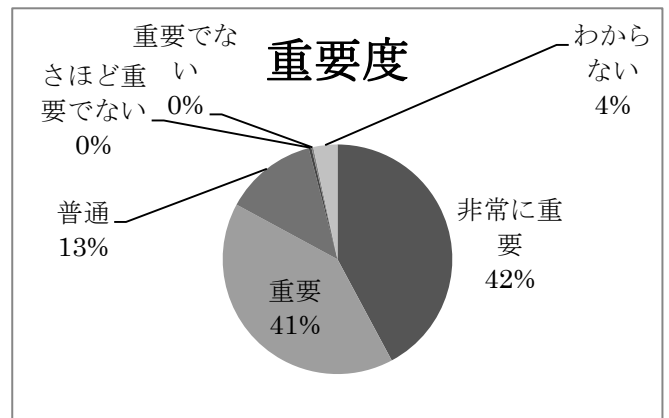
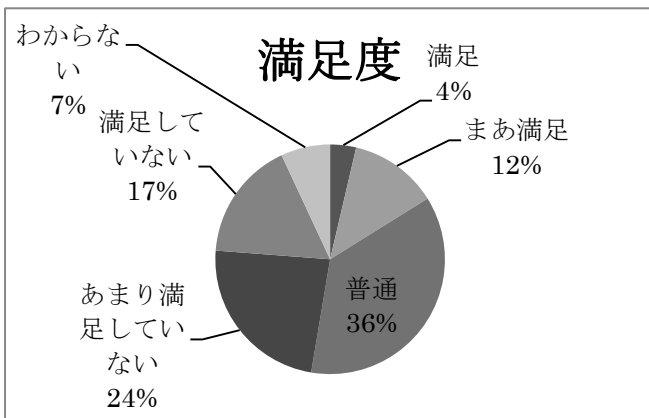
④ 高齢者への福祉制度や施設などの充実



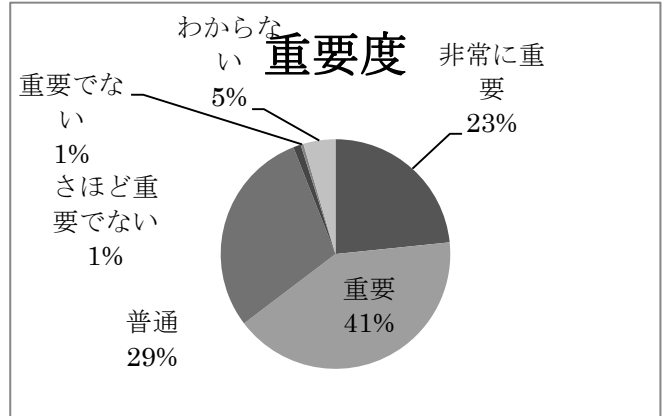
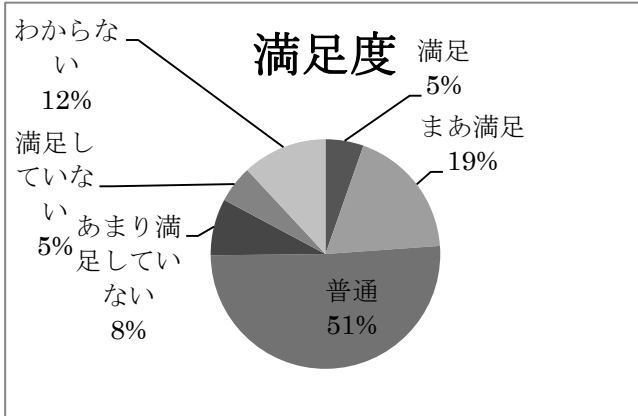
⑤ 障がいのある人の自立支援や社会参加の促進



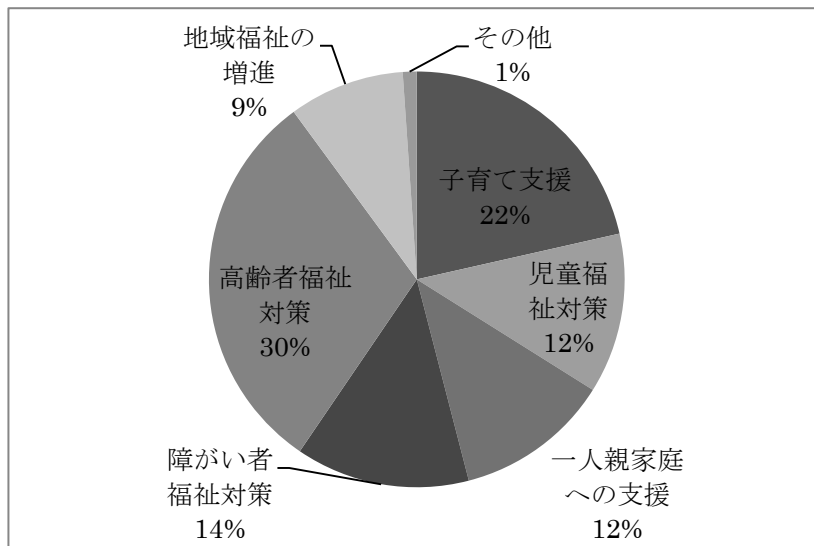
⑥ 保健・医療の充実



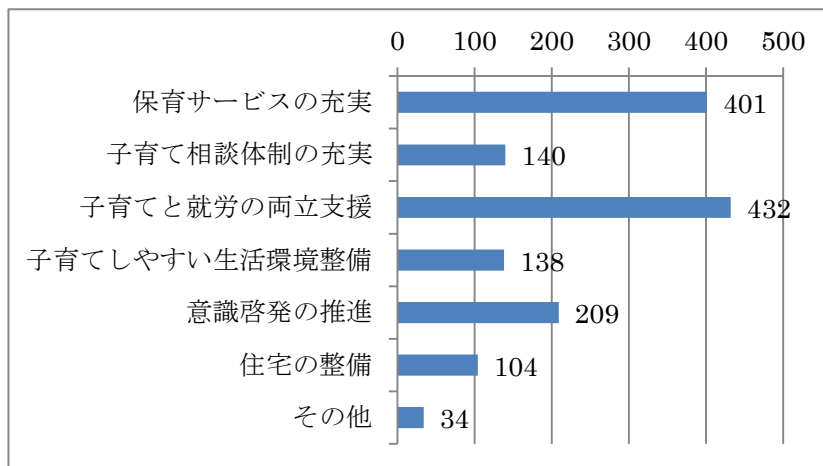
⑦ 健康推進事業の充実



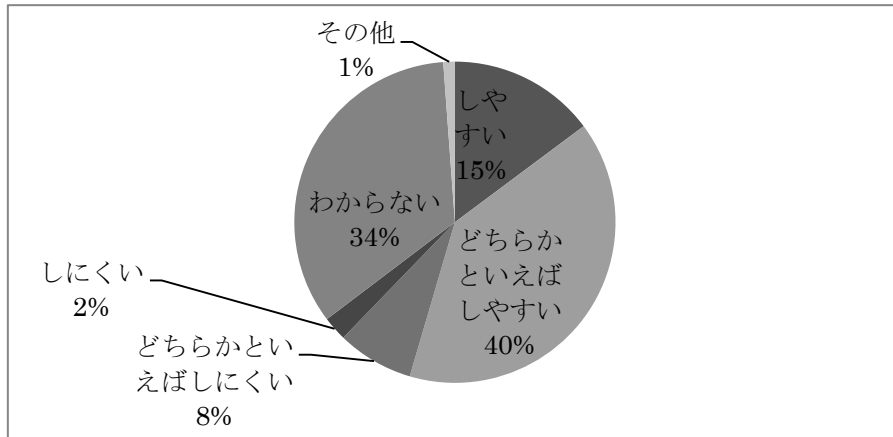
Q24 福祉対策について、何を重点に望みますか



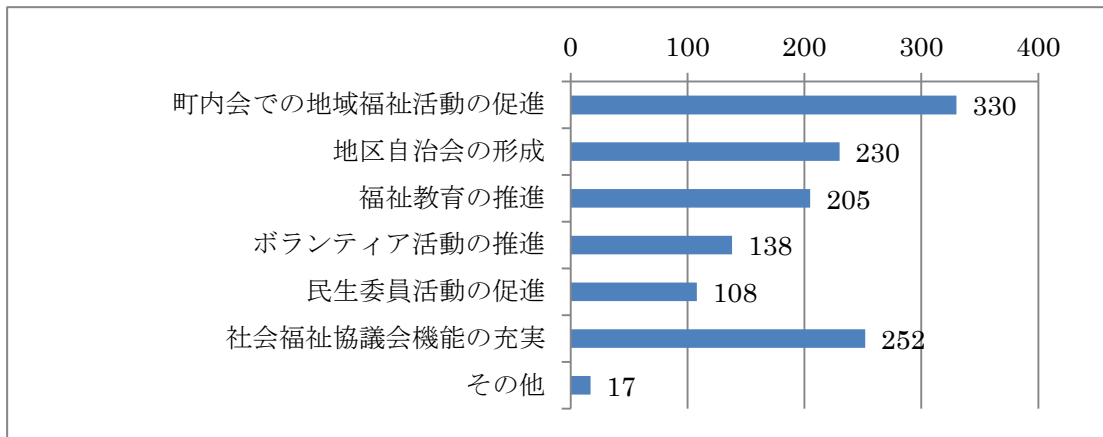
Q25 少子化対策のために重要だと思うことは何ですか



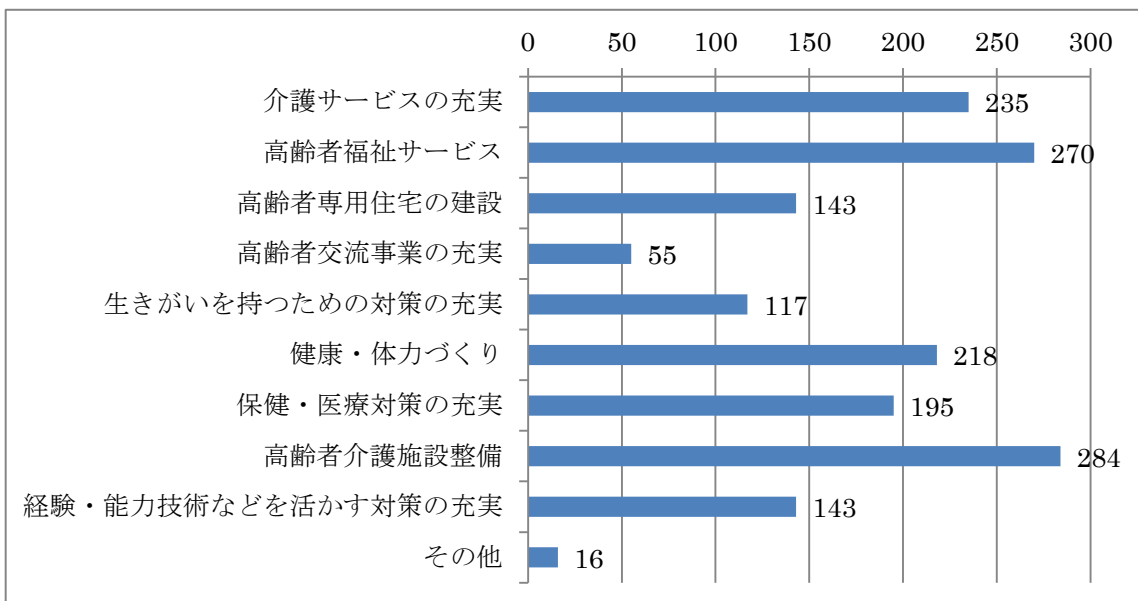
Q26 新得町は子育てがしやすいまちですか



Q27 地域福祉の推進について重要だと思うことは何ですか

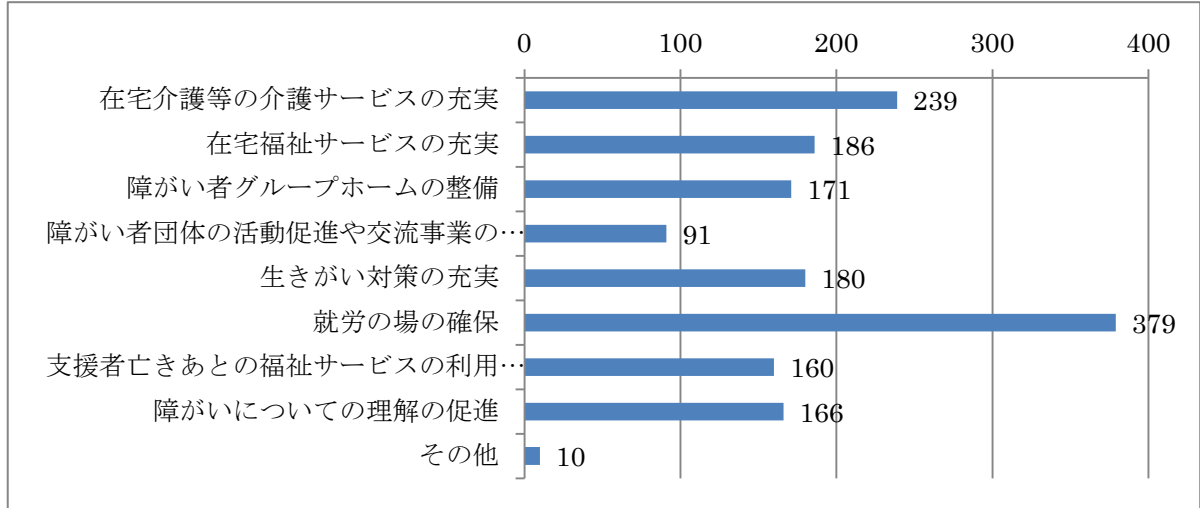


Q28 高齢者対策について重要だと思うことは何ですか





## Q29 障がい者対策について重要だと思うことは何ですか



## 2 用語解説

### 【あ】

#### あんしんキット

あらかじめ「かかりつけ医療機関」や「持病」などの医療情報や、緊急時の連絡先などを記入した用紙を専用の容器に入れ、決められた場所（冷蔵庫）に保管しておき、災害時や、自宅で具合が悪くなったりしたときに、異常に気付いた人が救急車を呼ぶなど、「もしも・・・」のときに備えるもの。

#### NPO

ノン・プロフィット・オーガニゼーション (Non Profit Organization) の略。民間非営利組織。営利を目的としない民間の活動組織のこと。

### 【か】

#### 介護保険制度

社会の高齢化に対応し、2000年（平成12年）度から施行された社会保険制度。40歳以上の被保険者は保険料を負担し、要介護認定を受けて各種サービスを利用することができる制度。

#### ケアマネジメント

要介護高齢者や障がいのある人に対して、一人ひとりの状況やニーズに応じた介護サービスの調整を行うこと。

#### コミュニティ

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会のこと（地域社会）。共同体。主に市町村などの地域社会を意味するが、市町村などの枠を越えて何らかの目的を同じくする集団を指す場合もあり、地域住民の相互性を強調する場合、地域コミュニティという。

#### コミュニティバス

コミュニティバス (community bus) とは、交通空白地帯などで地域住民の移動手段を確保するために、自治体などが運行するバスである。

### 【さ】

#### 災害時住民支え合いマップ

災害時に地域住民が自主的、かつ的確に避難活動等が行えるよう、危険箇所や避難場所、避難路、要支援者の状況等の情報を記載した地図のこと。

#### 児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障・愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

#### 市民後見人制度

市民後見人は、弁護士や司法書士のように成年後見制度に職業として関わるのではなく、ボランティアで後見活動に関わる人たちであり、親族後見人と専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の間の存在として位置付けられている。成年後見制度と同じ意味。

#### 障がい者条例

平成27年に町で制定された「障がいの理解促進並びに障がい者が暮らしやすく、社会参加可能な地域づくりの推進に関する条例」の略称

#### シルバー人材センター

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて、高齢者に「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上、活性化に貢献する事業を行っている機関のこと。

#### 新バリアフリー法

「高齢者、身体障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。従来のハートビル法（高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律：建物の「出入口」「廊下」「階段」「トイレ」などについて、高齢者や障がいのある人等が円滑に建築物を利用できる措置を講ずることを努力

義務として課すもの)と交通バリアフリー法(高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律：鉄道駅等の旅客施設および車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を促進するほか、旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づくバリアフリー化を重点的・一体的に進めるもの)とが統合され、平成18年12月20日に施行された法律。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりすることが難しい人に代わって、代理者がこれを行い、保護支援する制度。

### 相互扶助

相互扶助(そうごふじょ)とは、社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。

## 【た】

### 地域包括支援センター

介護保険法の改正に伴って、平成18年4月に創設された市町村設置機関であり、高齢者のだれもが、住み慣れた地域でその人らしい尊厳ある生活を継続できるよう支援する、地域での包括的なケアの中核機関。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門資格を持った職員を配置し、①介護保険やその他のサービスについての総合的な相談・支援、②介護予防ケアマネジメント、③高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護事業、④介護支援専門員(ケアマネジャー)への支援や地域のネットワークづくりなどを行う。

### DV

ドメスティック・バイオレンス

(Domestic Violence)の略。同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

## 【な】

### 日常生活自立支援事業

認知症や精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続・支払等の援助を行うもの。サービス利用に当たっては、利用者と社会福祉協議会とが契約をする。

### ノーマライゼーション

障がいの有無等にかかわらず、すべての人が地域で普通の生活を送ることができる社会の実現を目指す考え方や方法のこと。

## 【は】

### バリアフリー

障がいのある人が生活していく上での障壁(バリア)を取り除くという意味。段差解消や歩道整備、手すりの設置等、建築用語として使われていたが、最近では社会的、制度的、心理的な障壁を取り除くという意味でも使われている。

### 福祉ボランティア

近年のボランティア活動の分野的な広がりを受け、特に福祉領域でのボランティア活動のことを指す。

## 【や】

### ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

### 要支援者

1. 要支援状態にある65歳以上の方(第一号被保険者) 2. 要支援状態にある40歳以上65歳未満の方で、政令で定められた特定疾病により要介護状態になった方(第二号被保険者)。

### 誘導用ブロック

一般の歩道を始め、交差点や歩道橋、駅のプラットホームなどで見かける、多くは黄色いラバー状の凹凸のある板。視覚障がい者の歩行を誘導するためのもので、正式には「視覚障がい者誘導用ブロック」。

【ら】

**老人福祉法**

老人の福祉に関する原理を明らかにし、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じて老人の福祉を図ることを目的とする法律。

**老人保健法**

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、国民保健の向上と老人福祉の増進を図ることと、必要な費用を国民が公平に負担することを目的とする法律。

### 3 策定委員会メンバー

#### 新得町地域福祉計画策定委員(町づくり推進協議会保健福祉部会)名簿

氏 名		所 属 等
委員長(部会長)	竹 浦 隆	町社会福祉協議会
副委員長(副部会長)	堀 内 克 泰	かりかち工房
委 員	東 一 子	民生委員
委 員	御 幸 直 美	ひまわり荘
委 員	佐 藤 智恵子	一 般
委 員	佐 藤 秀 司	十勝総合振興局
委 員	中 野 好 和	民生委員
委 員	岩 佐 笑 子	一 般
委 員	土 山 美恵子	一 般
委 員	村 田 博	町議会
事 務 局	保健福祉課	

お問い合わせ

## 新得町役場保健福祉課

〒081-8501 北海道上川郡新得町 3 条南 3 丁目

TEL : 0156-64-0533 FAX : 0156-64-0534

Email : [hoken@town.shintoku.hokkaido.jp](mailto:hoken@town.shintoku.hokkaido.jp)

平成28 年4 月